

第106回定例会 質疑通告書

質 問 者	答弁を求 める者	質 問 の 要 旨
岡田 教夫	市 長	<p>承認第3号 令和5年度淡路市一般会計補正予算（第5号）の専決処分をしたものにつき承認を求める件</p> <p>1 台風7号による被災箇所が農地、農業施設、ため池で120件、道路、河川で10件、崩土・倒木等撤去で20件が想定されている。その根拠は何か。</p> <p>2 災害復旧費として、令和5年度予算で農地施設の災害復旧費として1,500万円、公共土木施設の災害復旧費として500万円が計上されている。専決処分した予算額を含め、約6,000万円となっているが、それぞれ事業における現在の進捗状況は。</p>

第106回定例会 質疑通告書

質 問 者	答弁を求 める者	質 問 の 要 旨
鎌塚 聡	市 長	<p>議案第52号 淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>1 第1条による改正 今回の改正では、入居の手続きなどの規定を整理することでの改正部分があるが、第6条第1項第1号の改正部分で、同性パートナーの入居に関する議論はあったのか。</p> <p>2 第2条による改正 (1) 現行第4条第1項第5号及び第7号を改正する理由は。 (2) 現行第9条で入居決定者に対する通知が、改正案では条文上なくなることになるが、 ア その理由は。 イ 第12条では、決定のあった日から10日以内に手続きをしなければならない規定があるが、入居決定者（改正後の入居予定者）はその決定をどう知るのか。 (3) 第19条において、改正前では督促手数料を規則に定めていたが、一部を削除し同条第2項が新設される。規則の一部を削除し、条例として新たに設ける理由は。加えて、条例に明文化する意義は。</p>